いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン補助金ＱＡ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事業区分 | ＱＡ |
| 1 | 共通事項 | Ｑ.消耗品の購入は補助対象か  Ａ.補助対象外  **※「**チャレンジ作目導入事業」の「資材」の購入  「農産物のブランド化・販路拡大事業」で【対象経費】に定める消耗品は除く |
| 2 | 共通事項 | Ｑ．補助対象外である「目的外使用の恐れの多いもの」とは、どのような機材か  Ａ．農業以外に使用可能性の高いと判断されるもの  例）軽トラック、バックホー、フォークリフト、刈払い機、農機具保管用倉庫、作業倉庫、プレハブ、パソコン　等  ※６次化に係る加工施設導入に係るプレハブの導入は対象とする。 |
| 3 | 共通事項 | Ｑ.認定農業者、新規就農者の認定要件を満たしていなければならないのはいつの時点か  Ａ.要望書提出時に、既に認定を受けている必要がある。（見込みは不可） |
| 4 | 共通事項 | Ｑ.年度途中に認定農業者の認定がなくなった場合にはどうなるのか  Ａ.事業中止となる。 |
| 5 | 共通事項 | Ｑ.市の補助事業（当事業）を昨年度実施している場合、今年度も要望することは可能か  Ａ. 不可。｛当事業を利用してから３年の間は、同一事業区分での連続応募は不可  （３戸以上の農業者で組織する団体（生産部会等）は除く。） ｝  注記）ただし、異なる事業区分（園芸作物パワーアップ事業→スマート農業事業）での応募は可能とする。 |
| 6 | 共通事項 | Ｑ.過去に当補助事業を実施した数のカウントは、第四期農業生産振興プラン推進事業補助（平成28年度～令和３年度）の時の実施事業も含むか  Ａ.含む |
| 7 | 共通事項 | Ｑ.過去に当補助事業を実施した数のカウントは、事業実施区分（「園芸作物パワーアップ事業」「スマート農業事業」等の別）ごとにカウントするのか  Ａ.当補助事業を実施した場合、区分にかかわらず通算でカウントする。 |
| 8 | 共通事項 | Ｑ.国・県補助を受けている事業について、市の補助も併せて申請することは可能か  Ａ.同一の機械等に対して、複数の行政の補助を受けている場合は不可  　※同じ事業に対して補助を受ける場合であって、補助の対象物が違う場合は可能  例：いちごハウス設置事業：県事業でハウスを設置し、市事業でハウス内の高設ベンチを設置する。（申請は可能だが、事業採択の優先度が下がることがある。） |
| 9 | 共通事項 | Ｑ.１事業年度中に、事業区分が違えば、複数事業に要望することは可能か  例：園芸作物パワーアップ事業で１事業要望し、チャレンジ作目導入事業にも別の１事業を要望する。  Ａ.不可。１事業年度に要望できるのは、１事業のみ。 |
| 10 | 共通事項 | Ｑ.認定農業者の広域認定を受けているのだが、補助事業の活用は可能か  Ａ.いわき市内の農地を活用した営農活動に係る事業を実施する場合のみ可能。 |
| 11 | 共通事項 | Ｑ.なるべく早く事業に取り組みたいのだが、着手（業者と契約）できる日はいつ頃か  Ａ.早くて５月下旬の着手（契約）となる。 |
| 12 | 園芸作物パワーアップ・チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.１回の事業要望で導入する機械等の数に制限はあるか  Ａ.以下のとおり  〇１事業として申請する機械・設備について  「施設」「機械・設備」の区分別に以下のとおり。  ①施設導入事業の場合  施設と一体のもののみ、１事業として申請可能。  　※「機械・設備」との組み合わせは不可  可能な例）パイプハウス+内カーテン、パイプハウス+換気扇（ハウス天井設置）  不可な例）パイプハウス+高設栽培設備（「施設」と「設備」で不可）  パイプハウス+暖房機（「施設」と「機械」で不可）  ②機械・設備の導入の場合  取り組む事業（「生産」「収穫」「出荷」の区分ごと）として一体と認められる場合、複数の機械・設備等の導入を可とする。  可能な例）ネギの皮むき機械、根切り機械＝「“出荷調整”の省力化の事業」であり可  可能な例）動力噴霧機+ノズル・タンク＝「機械+機械に付帯する器具」であり可  不可な例）収穫機械・出荷機械＝「収穫の効率化の事業」と「出荷の効率化の事業」は別事業として考えるため不可 |
| 13 | 園芸作物パワーアップ・チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.ビニールハウスのビニールが古くなったので張り替えたいが、ビニール張替えは補助対象か  Ａ.対象外（ビニールの張替えは更新に該当するため） |
| 14 | チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.新たにいちごを生産し出荷するためにパイプハウスを導入したいが、どの事業が対象になるか  Ａ.生産設備等の導入を対象とする事業のうち、チャレンジ作目導入事業が対象になる。（園芸作物パワーアップ事業は、既に出荷目的で生産している農産物生産に必要な機械等を導入する事業が対象となるため、新たに出荷することを目的とする事業の場合は対象外） |
| 15 | チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.今まで自給用に生産していたトマトを出荷目的で生産するために、高所作業台車を導入したいが、どの事業が対象となるか  Ａ.生産設備等の導入を対象とする事業のうちチャレンジ作目導入事業が対象になる。  （園芸作物パワーアップ事業は、既に出荷目的で生産している農産物生産に必要な機械等を導入する事業が対象となるため、新たに出荷することを目的とする事業の場合は対象外） |
| 16 | 園芸作物パワーアップ・チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.新しく出荷目的で梨の栽培を始めたいが、現段階でチャレンジ作目導入事業の要件である一定面積（５a以上）を育てる予定がない。面積制限のない園芸作物パワーアップ事業に要望して良いか  Ａ.不可。（園芸作物パワーアップ事業は、既に出荷目的で生産している農産物に必要な機械等を導入する事業が対象となるため） |
| 17 | チャレンジ作目導入事業 | Ｑ.１回の事業要望で導入する機械等の数に制限はあるか  ①施設導入事業の場合　Ａ.園芸作目パワーアップ事業と同様  ②機械・設備の導入の場合　Ａ.園芸作目パワーアップ事業と同様  ③資材の購入を伴う場合  取り組む事業として一体と認められる場合、機械・設備等の導入と併せて申請可。 |
| 18 | 園芸作物パワーアップ事業・チャレンジ作目導入事業 | Q. トラクターに装着するアタッチメント単体の購入について  A. アタッチメント単体の購入は可能（プラウ、トレンチャー等） |
| 19 | スマート農業事業 | Ｑ.ドローン購入のための免許取得費用は対象になるか  Ａ.機械の導入と一体として取り組む場合は対象となる。 |
| 20 | スマート農業事業 | Ｑ.「営農類型別スマート農業等技術一覧の導入」のうち、鳥獣害対策の補助事業を活用したいが、市の鳥獣関係の補助金と併用可能か？  Ａ.要望自体対象外としているため不可。（市の鳥獣被害対策事業補助金が活用できるため） |
| 21 | 直売所ステップアップ事業 | Ｑ.ネット販売のためにＨＰを立ち上げる場合、パソコンの購入は対象か  Ａ.対象外（汎用性があると判断するため） |
| 22 | 直売所ステップアップ事業 | Ｑ.ホームページを制作するためのソフト（ホームページビルダー等）の購入費用は対象か  Ａ.対象外（汎用性があると判断するため） |
| 23 | 直売所ステップアップ事業 | Ｑ．ラベルやＰＯＰを新たに作成する場合には、補助対象となるか  Ａ．対象となる。  （「(3)直売所等を紹介するＨＰやパンフレット等の新規製作費用」の「パンフレット等」にあたる。） |
| 24 | ６次化推進事業 | Ｑ.６次化（味噌づくり・餅製造）のための施設の設置は対象か  Ａ.対象（施工費用は対象外） |
| 25 | 農産物のブランド化・販路拡大事業 | Ｑ.農産物等の付加価値化に資する出荷資材の購入に関する補助について  　段ボールに加えて、モールの購入も可能か？  Ａ.一体的に使用するものとして可能 |